

**第４次大阪府子ども読書活動推進計画（案）**

**令和○年○月**

**大阪府教育委員会**

目　　　次

**第１章　第４次大阪府子ども読書活動推進計画の策定にあたって１**

第１　子どもの読書活動を推進する意義１

第２　国の動き１

１. 子どもの読書活動の推進に関する法律　１

２. 子ども読書活動に関するその他の動き　２

（１）学習指導要領の改訂等　２

（２）「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行　２

第３　大阪府の子ども読書活動推進計画について　２

１. 計画の役割 ２

２. 府のこれまでの動き ３

第４　子どもの読書活動を取巻く社会情勢の変化　４

１. 情報通信手段の普及・多様化 ４

２. 様々な言語・文化に触れる機会の増加５

**第２章　第３次計画の取組結果と課題６**

第１　第３次計画における取組と成果　６

取組の内容６

（１）子ども読書活動推進のための４つの項目と３つの視点　６

（２）３つの視点に沿った取組の成果　６

（３）成果指標の達成状況　７

第２　子どもの読書活動の現状と課題について　７

１．子どもの読書活動の現状７

（１）全国学力・学習状況調査（文部科学省）　７

（２）令和元年度大阪府子ども読書活動調査（大阪府教育庁）８

２．調査結果から見える課題１１

（１）分析結果　１１

（２）現状と課題を踏まえた施策の方向性１３

**第３章　第４次計画の基本方針と重点的な施策１４**

第１　基本方針　１４

第２　視点　１４

第３　計画における読書の位置づけ　１５

第４　計画期間　１５

第５　成果指標　１５

第６　取組の方向性　　１６

取組の柱１６

発達段階ごとの特徴と取組の柱１７

第７　府の重点的な施策と具体的方策　１９

第８　生活の場ごとの役割と取組例　　２６

１．生活の場ごとの役割２６

（１）家庭　２６

（２）学校等２７

（３）地域（公立図書館、公民館、書店等）　２７

２．生活の場ごとの取組例２８

３．生活の場ごとの読書活動事例２９

（１）学校等　２９

（２）地域（公立図書館等）３３

**第４章　参考資料３６**

第１　令和元年度大阪府子ども読書活動調査　３６

第２　子どもの読書活動の推進に関する法律７７

第３　用語解説７９

**第１章　　第４次大阪府子ども読書活動推進計画の策定にあたって**

**第１　子どもの読書活動を推進する意義**

　　　　　 読書は、私たちを未知の世界に連れ出し、わくわくさせたり、笑わせたり、涙させたり、時には、勇気を与えるなど、様々な感情や感動を湧き起こし、「豊かな心」を育む助けとなります。

　 　　「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査」（平成24年度 国立青少年教育振

興機構）において、子どもの頃の読書活動が多い成人ほど、「未来志向」、「社会性」、「自己肯定」、

「意欲・関心」、「文化的作法・教養」、「市民性」の現在の意識・能力が高いことが報告されてい

ます。

また、読書は、言葉や知識を獲得し、思考を深化し、新たなものを創造する力や他者に自らの

考えを伝える力、他者の考えを理解・共感する力を養うとともに、更なる知的探究心を育む手段

としても有効です。

　　 　「全国学力・学習状況調査」\*１（令和元年度 文部科学省）において、「読書が好き」と回答した児童・生徒の方が、教科の平均正答率が高い傾向があるなど、読書と学力に関連があることがわかっています。

　　 　近年、ICT\*２の発達により、膨大な情報があふれ複雑化する社会においては、課題や目的に応じて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力（情報活用能力）が必要となります。

加えて、訪日外国人や在日外国人が増加するこれからの時代においては、多様な考え方を受　け入れ、世界中の人と交流することができるコミュニケーション能力が求められます。

子どもの読書活動は、「豊かな心」や創造力や表現力等様々な力を育み、社会に出るための基盤を形成するとともに、人生をより深く生きる力\*３を身に付ける上で重要なものであり、大阪府では、子ども読書活動推進計画を策定し、子ども一人一人に合った読書活動を行うことができる環境整備の実現に向けて取組みます。

**第２　国の動き**

**１．子どもの読書活動の推進に関する法律**

　　　　　平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下、「推進法」という。）が公布・施行されました。（第４章 参考資料「第２ 子どもの読書活動の推進に関する法律」　参照）推進法では、子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動の推進に関する基本理念が定められるとともに、国及び地方公共団体の責務等が明記され、国には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、「基本計画」という。）の策定・公表が義務付けられました。

国は、推進法に基づき、おおむね５年間の施策の基本的方針と具体的な方策を示した基本

計画（第一次：平成14年、第二次：平成20年、第三次：平成25年）を策定しました。平成

30年４月には、第四次基本計画を策定し、「読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果

的な取組を推進」「友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実」「情報

環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析」を改正のポイントとし

て示しました。

　 また、第四次基本計画では、１ヶ月間に１冊も本を読まない子どもの割合（不読率）を減

らすこと及び市町村の推進計画策定率の向上を第三次基本計画に引き続きめざすとされて

います。

**２．子ども読書活動に関するその他の動き**

　　（１）学習指導要領\*４の改訂等

　　　 小学校、中学校、高等学校、支援学校において、令和２年度から４年度にかけて実施

される新学習指導要領では、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動

の充実と、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童・生徒の自主的、

自発的な読書活動を充実させることが規定されています。また、幼稚園の新教育要領

（令和元年度実施）では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、そ

れらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等としています。

（２）「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行

　　 令和元年６月に、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下、「読

書バリアフリー法」という。）が公布・施行され、視覚障がい者等の読書環境の整備を

総合的かつ計画的に推進するとともに、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文

化の恵沢を受けることができる社会をめざした基本理念や国と地方公共団体の責務等が

示され、国や地方公共団体は、視覚障がい者等が利用しやすい書籍の普及や、障がい者

向けサービスの提供体制の強化等が規定されました。

**第３　大阪府の子ども読書活動推進計画について**

**１．計画の役割**

　　 大阪府子ども読書活動推進計画は、推進法第９条第１項に規定される「都道府県子ども読書活動推進計画」に基づき策定するものであり、本府における子どもの読書活動の推進

に関する基本方針と重点的な施策を示すものです。

　　 　また、府民のみなさまに対して、この計画で示す方針や施策についての理解と協力、積

極的な参画を願うものです。同時に、市町村に対しては、各自治体の実情に応じて積極的

な取組を期待するものです。

**２．府のこれまでの動き**

大阪府では、平成15年１月に策定した「大阪府子ども読書活動推進計画」において、「府内のすべての子どもたちが、本を読む喜びを味わい、豊かな感性を持つことができるような環境づくり」に取組みました。また、平成23年３月に策定した「第２次大阪府子ども読書活動推進計画」において、「読んでみたいと思う本が、子どもの周りにある」「本を紹介する人が、子どもの周りにいる」ことを柱とした読書環境を社会全体で整備し、子どもの自主的な読書活動を進めてきました。

その後、平成28年３月に策定した「第３次大阪府子ども読書活動推進計画」（以下、「第３次計画」という。）では、「発達段階や生活の場に応じて本と親しむことにより、全ての子どもが読書の楽しさと大切さを知り、自主的に読書活動を行うことができる環境整備に大阪全体で取り組む。」ことを基本方針に掲げ、「読書が好き」な子どもの割合を全国平均以上とすることを成果指標とし、様々な取組を進めてきました。

第４次大阪府子ども読書活動推進計画（以下、「第４次計画」という。）の策定にあたっては子どもの読書活動を取巻く社会情勢の変化と課題、読書環境の実態を踏まえた検討が求められます。

|  |  |
| --- | --- |
| 第１次計画 | 平成15年度から平成22年度 |
| ○基本方針  ・府内のすべての子どもたちが本を読む喜びを味わい、豊かな感性をもつことができる  　　ような環境づくりに取組みます。 |
| ○主な取組  ・子どもたちが読書の魅力を発見できるような取組  ・図書館・学校図書館の魅力を高めて、子どもたちの自主的な読書を支援  ・子どもの読書活動に関わる団体・組織が連携することによって生み出される力の魅力  　　を共有できるような支援 |
| 第２次計画 | 平成23年度から平成27年度 |
| ○基本方針  ・「読んでみたいと思う本が、子どもの周りにある」「本を紹介する人が、子どもの周り  にいる」ことを柱とした読書環境づくりを社会全体で進め、子どもの自主的な読書活  動の推進を図ります。 |
| ○主な取組  ・乳幼児の保護者への啓発  ・学校と公立図書館や読書ボランティアとの連携  ・公立図書館や学校等の取組の支援 |
| 第３次計画 | 平成28年度から令和２年度 |
| ○基本方針  ・発達段階や生活の場に応じて本と親しむことにより、全ての子どもが読書の楽しさと  　　大切さを知り、自主的に読書活動を行うことができる環境整備に大阪全体で取組み  ます。 |
| ○主な取組  ・家庭、学校、地域、街なかで、乳幼児や児童への読み聞かせの機会の拡大  ・読書離れが進む中高生が、読みたいと思う魅力的な本と出合う機会の拡大  ・子どもの読書活動に関わる人材の確保及びスキル向上並びに支援人材同士で、相談・  　　協力・連携できるネットワークづくり |

**第４　子どもの読書活動を取巻く社会情勢の変化**

第３次計画期間中の社会情勢の変化として、特に子どもの読書活動に影響があると考えられ

るものを記載しました。

**1．情報通信手段の普及・多様化**

　　　　　「青少年のインターネット利用環境実態調査」（※１）によると、児童・生徒のインター

ネットの平均利用時間が増加しており、その内容としては、ゲームや動画視聴等の割合が

高い傾向にあります。

　「『18歳意識調査』第30回－読む・書く－」（※２）によると、情報や学びを得るために

日常で利用しているツールは、教科書・参考書や、本、新聞よりもTwitter\*５等の短文中心

のSNS\*６や、YouTube\*７等の動画投稿サイトが高いことがわかりました。

　 「あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で、視覚的な情報

と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を

的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているのではないか」との指摘もあり

ます。（「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」（文部科学省））

このように、近年の情報通信手段の普及は、子ども読書環境にも大きな影響を与えてい

ます。

（※１）

「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

（1）調査地域：全国

（2）調査対象者：（青少年調査）満10歳から満17歳まで

（3）標本数：平成27年度3,442／令和元年度3,194

○子どもの１日当たりのインターネットの平均利用時間の変化

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 小学生 | 中学生 | 高校生 |
| 平成27年度 | 84.8分 | 127.3分 | 192.4分 |
| 令和元年度 | 129.1分 | 176.1分 | 247.8分 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | コミュニケーション | ニュース | 情報検索 | 地図・ナビ | 音楽視聴 | 動画視聴 | 電子書籍  ＊８ | ゲーム | ショッピング等 | 勉強 |
| 小学生 | 41.8% | 10.7% | 34.0% | 7.5% | 37.2% | 72.0% | 4.6% | 81.7% | 2.5% | 31.4% |
| 中学生 | 75.3% | 28.9% | 60.1% | 27.9% | 67.5% | 84.3% | 15.9% | 76.4% | 8.8％ | 40.9% |
| 高校生 | 90.1% | 48.7% | 71.6% | 50.2% | 84.3% | 87.8% | 24.3% | 78.7% | 29.1% | 53.6% |

○子どものインターネットの利用内容（令和元年度）

（※２）

「『18歳意識調査』第30回－読む・書く－」（令和２年度 日本財団）

（1）調査地域：全国

（2）調査対象者：17歳から19歳まで

（3）標本数：1,000

　　○情報や学びを得るためのツール

\*９

**２．様々な言語・文化に触れる機会の増加**

昨今、府内の在留外国人は、増加傾向にあるとともに国籍も多様化傾向（※３）にあ

り、子どもが、多くのことばや知識を得たり、多様な考えや文化に触れる機会が増えてい

ます。

平成30年12月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法

律」が公布されたことにより、今後さらに外国人労働者の増加が予想されます。

また、「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」を契機に、世界中の人々と様々な形

で繋がることが増えると考えられます。

　　（※３）

　　○「在留外国人統計」「登録外国人統計」（法務省）（各年12月31日（令和元年は６月30日）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
| 韓国 | 106,368 | 104,102 | 102,147 | 100,430 | 93,770 |
| 朝鮮 | 5,495 | 5,220 | 4,943 | 4,754 | 4,677 |
| 中国 | 52,856 | 56,217 | 60,024 | 63,315 | 65,394 |
| 台湾 | 5,346 | 5,951 | 6,620 | 7,058 | 7,263 |
| ベトナム | 10,494 | 14,260 | 19,789 | 25,641 | 30,131 |
| フィリピン | 6,853 | 7,331 | 7,895 | 8,471 | 8,896 |
| 米国 | 2,820 | 2,909 | 2,999 | 3,140 | 3,144 |
| ブラジル | 2,464 | 2,471 | 2,531 | 2,689 | 2,759 |
| タイ | 2,009 | 2,124 | 2,319 | 2,474 | 2,600 |
| インドネシア | 1,949 | 2,364 | 2,713 | 3,164 | 3,634 |
| ネパール | 1,570 | 2,025 | 2,537 | 3,053 | 3,392 |
| ペルー | 1,184 | 1,175 | 1,223 | 1,237 | 1,266 |
| その他 | 10,740 | 11,507 | 12,734 | 13,687 | 20,258 |
| 合計 | 210,148  ・法務省の分類に基づき、平成27年12月末在留外国人統計から「韓国・朝鮮」に係る表記を「韓国」「朝鮮」と区別し表記することとし  た。なお、在留外国人統計における「朝鮮」は国籍を示すものとして用いるものではない。（注）  （注）在留外国人統計における「国籍・地域」は、在留カード等の「国籍・地域」欄の表記を基に作成しており、朝鮮半島出身者及びその  子孫等で、韓国籍を始めいずれかの国籍があることが確認されていない者は、在留カード等の「国籍・地域」欄に「朝鮮」の表記が  なされている。  ・法務省の分類に基づき、平成23年末までの外国人登録者数に係る統計では、台湾を中国に含めていたが、新しい在留管理制度で交付され  る在留カード及び特別永住者証明書では、国籍・地域欄に「台湾」と表示することとなったため、平成24年末から中国とは別に集計する  こととした。 | 217,656 | 228,474 | 239,113 | 247,184 |